

案 2 - 1、2 - 2 に関する留意点

○ 地下水を含む製品のうち、課税するものとししないものの線引き、理由付けについて

地下水の利用状況調査について

1 調査事項（調査票及び記入要領は別添のとおり）

- （1）対象事業所を含む企業全体に関する資本金の額、従業員数、企業形態等（調査時点：回答日現在）
- （2）地下水採取量とその利用状況（対象期間：直近の終了した事業年度）
- （3）地下水が製品等に含まれる場合は、製品等に含まれる地下水量及び製品等の移出先等

2 調査期間 令和 2 年 9 月～10 月

3 調査の範囲 日本標準産業分類 大分類「製造業」に属する 91 事業所

山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例第 19 条の規定に基づき地下水採取量の定期報告をしなければならない者（揚水機の吐出口の断面積が 50 平方センチメートルを超える揚水設備を設置する者）のうち、地下水を含む製品を製造している可能性のある事業所

4 回収率

区分	回答数	回収率
全 体	89	97.8%
・うち、「食料品製造業」及び「飲料・たばこ・飼料製造業」	40	97.6%
・うち、上記業種以外	49	98.0%

5 結果概要

○地下水の採水量は 1,964 万 4 千 m^3 （82 事業所）。

○うち、製品等に含まれる地下水は 232 万 5 千 m^3 （33 事業所）。（製品等に使用する以外の地下水の用途は、「洗浄、冷暖房等の事業所内での消費」。）

・食料品・飲料に含まれる地下水が 227 万 4 千 m^3 （30 事業所）で 97.8%

・資本金 1 億円超の大規模法人及びみなし大企業に限定すると 176 万 4 千 m^3 （17 事業所）で 75.8%

○最終消費地は把握できない事業所が多い。最初の移出先は 100%県内、100%県外という事業所が多い。

●課税標準の把握について

- ▶ 今回の調査において、製造する品目の数が多いため回答できないと答えた事業所もあり、そのような事業所にとっては、品目ごとの地下水量の測定は大きな負担になるおそれがある。
- ▶ 食料品については、回答した事業所のほとんどが、製造工程における地下水の中間投入量で回答しており、納税義務が発生する「移出する時点」での地下水量については、把握することが非常に困難である。
- ▶ 飲料においても、例えば同じ「茶系飲料」でも、地下水の割合は95%から99%と幅があることから、製品等に含まれる地下水量を正確に把握することが必要となる。
- ▶ 食料品及び飲料の水分を測定する代表的な方法として加熱乾燥法があり、食料品等を加熱し、一定温度で一定時間乾燥した際の試料の重量減量分を水分として分析する方法であるが、水分を含む他の原料が含まれている場合、地下水量のみの測定はできない。なお、検査を受託する機関として、(一社)山梨県食品衛生協会がある(1品につき4,500円)。
- ▶ 仮に、課税対象を一定割合以上の地下水を含む製品とした場合、地下水100%の製品以外は、一定割合未満となるよう調整をするなどの租税回避が起こる可能性がある。

▶ 納税者の事務負担を軽減する観点から、できるだけ簡素な課税・賦課徴収の仕組みとする必要があること、また、事業活動に中立的な税制を構築する必要があること(容易に租税回避が起きるような線引き、区分にするべきではない。)を考慮すると、製品等に含まれる量の厳格な算定は難しいことから、「製品等に含まれる地下水量」を課税標準とすることは難しいのではないか。

●製品等に含まれる地下水量に代わる課税標準の検討

- ▶ 今回の調査では、地下水の割合が90%以上の品目は飲料のみであったが、食料品のうち「氷菓」については、地下水の割合が飲料と同程度に高いことが予想される。
- ▶ 85%以上からは、食料品も該当となり、煮汁等も含めて製品として販売している品目については、移出する段階での地下水割合が高い品目があり、飲料においては、地下水割合が最も低いものは53%であり、品目あるいは食料品と飲料で線を引くのは難しい。
- ▶ また、今回の調査では該当がなかったが、地下水を使用した製品としては、化粧品、医薬品等が考えられ、将来的な新製品も含め網羅的に把握することは不可能。

▶ 「製品等に含まれる地下水量」を課税標準とする手法に近い手法として、品目に含まれる地下水の割合を考慮することで対象を絞りつつ、製品等の移出量を課税標準とする手法が考えられるが、品目の指定が極めて困難なことから、難しいのではないか。